

えりも町会計年度任用職員募集のお知らせ

(えりも・庶野放課後児童クラブ支援員・補助員：パートタイム)

えりも町では、令和7年4月採用のパートタイムでのえりも・庶野放課後児童クラブ支援員・補助員を次のとおり募集します。

希望される方は、期日までに関係書類を提出してください。

- 1 採用人数 6名（うち支援員は4名程度）
- 2 勤務時間 平日 13時00分から18時00分
土曜日及び学校長期休業期間 8時00分から13時00分及び
13時00分から18時00分のどちらか ※週4～6日程度の勤務
- 3 勤務場所 えりも町が設置する放課後児童クラブ
- 4 勤務内容 保護者が不在となっている家庭に代わり、小学校に就学する児童（えりも放課後児童クラブは小学校4年生まで）へ放課後等において過ごす居場所を提供し、児童の安全確保と生活指導を行う。
- 5 勤務期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 6 応募資格 【共通】 えりも児童クラブ及び庶野児童クラブに通勤可能な方
 - (1) 支援員
放課後児童支援員認定研修を修了している方
 - (2) 補助員
子育て支援に興味があり、児童の保育が可能な方
- 7 勤務条件等

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）	
任用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで （うち、令和7年4月30日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。） <ol style="list-style-type: none">1 同一会計年度内における任期の更新の有無（更新はしません）2 任期の更新は、任期満了時の業務量、従事している業務の進捗状況等に 応じ、勤務実績を考慮した上で行います。	
再度の任用	選考等を行った上で、再度任用する場合があります。（再度の任用の回数に 上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えても、無期の任用への 転換申込みはできません。）	
就業の場所	えりも町が設置する放課後児童クラブ	
従事すべき 業務の内容	児童の遊びの指導、学習活動の補助、生活指導、施設内外の清掃、各種研修 補助員への指導（支援員）	
始業、終業 の時刻、休 憩時間、所 定時間外労 働の有無に 関する事項	<ol style="list-style-type: none">1 始業及び終業時間<ol style="list-style-type: none">(1) 月曜日～金曜日 13時00分～18時00分(2) 長期休業期間・土曜日 8時00分～13時00分 13時00分～18時00分 } どちらか2 休憩時間（勤務時間が規則に定める時間に満たないため無し）3 時間外勤務の有無（有）4 休日勤務（無）	週の勤務日数は、4日から6 日です。（週平均20時間を超 えるもの。）ただし、児童の利 用状況等により異なります。

勤務しない日	日曜日、国民の祝日に関する法律による休日、年末年始の休日（12月31日から翌年1月5日まで）、お盆休み（8月13日から8月15日まで） 《詳細》 「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」
休 暇	<p>1 年次有給休暇</p> <p>(1) 繰り越し分 ア 継続して採用される場合 残日数 イ 新規に採用される場合 0日</p> <p>(2) (1)に加え、6か月経過時に付与（年次有給休暇付与の条件を満たす場合で、日数は継続勤務時間により異なります。） ※ 特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。</p> <p>2 その他の休暇</p> <p>(1) 有給（公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、忌引、結婚、妊産婦の休息・補食、夏季休暇、妊産婦の健康診査及び保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、配偶者出産、育児参加、産前、産後）</p> <p>(2) 無給（保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄ドナー）</p> <p>3 時間外勤務代休時間（ 無 ）</p> <p>《詳細》 「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」</p>
育児休業等	<p>1 育児休業（ 可 ） 備考（子の1歳6か月に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる場合は、育児休業をすることができます。）</p> <p>2 育児短時間勤務（ 不可 ）</p> <p>3 部分休業（ 可 ） 備考（週3日以上又は1年間121日以上勤務で、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の場合は、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で、部分休業を取得することができます。）</p> <p>《詳細》 「えりも町職員の育児休業等に関する条例及び規則」</p>
給 与	<p>1 報酬の額 時間額（ 1,127円～ ） ※ 上記は目安です。勤務日数、勤務時間、学歴や経験年数によって変わります。 （えりも町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び規則により決定します。）</p> <p>2 期末手当及び勤勉手当の額</p> <p>(1) 期末手当（計算方法：基準日前6か月以内の報酬の1月当たりの平均額に期別支給割合及び在職期間割合を乗じて得た額。）</p> <p>(2) 勤勉手当（計算方法：基準日前6か月以内の報酬の1月当たりの平均額に支給率及び規則で定める率を乗じて得た額。）</p> <p>3 通勤に係る費用 移動手段によるためお問い合わせください。</p> <p>4 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当（報酬）の割増率</p> <p>(1) 時間外勤務（1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分を超える勤務に限ります。） 月60時間以内 125%（午後10時から翌日の午前5時までは150%）</p>

	<p>(2) 休日勤務 135% (午後 10 時から翌日の午前 5 時までは 160%)</p> <p>(3) 夜間勤務 125%</p> <p>《詳細》 「えりも町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」</p> <p>5 報酬支払日</p> <p>(1) 報酬 時間額 翌月 10 日 (月末締め)</p> <p>(2) 期末・勤勉手当 6 月 5 日、12 月 5 日 (それぞれ 6 月 1 日、12 月 1 日に在職しており、任用期間が 6 か月以上、かつ、1 週間当たりの平均勤務時間が 15 時間 30 分以上の者に支給)</p> <p>(3) その他 (時間外勤務報酬 原則として翌月の 15 日までに支給)</p> <p>《詳細》 「えりも町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」</p> <p>(ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日に最も近い日で土曜日、日曜日又は休日でない日)</p> <p>6 報酬の支払方法 指定口座への振込み</p> <p>7 報酬払時の控除 希望により、住宅使用料 (町の管理するものに限る。)、水道使用料、団体生命保険料、親ぼく組織の会費、団体及び個人加入の預貯金、職員共済組合貸付金の控除有</p> <p>8 再度任用時の経験年数換算 (有)</p>
退職手当	(無)
退職に関する事項	<p>1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。</p> <p>2 自己都合退職の手續 (退職する 30 日以上前に届け出てください。)</p> <p>3 免職の事由及び手續</p> <p>(1) 分限免職 (地方公務員法第 28 条第 1 項)</p> <p>次の場合のいずれかに該当するときは、「職員の分限についての手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。</p> <p>ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合</p> <p>イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>ウ 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</p> <p>(2) 懲戒免職 (同法第 29 条第 1 項)</p> <p>次の場合の一に該当するときは、「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。</p> <p>ア 法律又は条令、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合</p> <p>イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p> <p>4 定年制 (無)</p> <p>5 その他の離職自由</p> <p>(1) 死亡した場合</p> <p>(2) 地方公務員法第 16 条各号 (第 2 号を除く。) のいずれかに該当する場合。</p>

服 務	<p>すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。</p> <p>また、任用時にはサービスの宣誓を行い、任期中は以下の義務を負います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） (2) 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） (3) 秘密を守る義務（同法第 34 条） (4) 職務に専念する義務（同法第 35 条） (5) 政治的行為の制限（同法第 36 条） (6) 争議行為等の禁止（同法第 37 条） <p>兼業を行うことができますが、兼業を開始する場合には、開始前に所属長を通して総務課長に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記のサービス規程に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。</p>
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会保険に関する事項 （ 地方公務員共済組合 ） 2 雇用保険に関する事項 （ 有 ） 3 災害補償に関する事項 「労働者災害補償保険法」により補償されます。 4 安全及び衛生に関する事項 健康診断及びストレスチェック（ 年 1 回 ） 5 休職に関する事項 次の場合の一に該当するときは、「職員の分限についての手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります（地方公務員法第 28 条第 2 項）。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 (2) 刑事事件に関し起訴された場合 6 その他 公務のため旅行した際の費用については、「えりも町職員の旅費に関する条例」の例により、費用を弁償します。